

平成 27 年 10 月 29 日

三田市長 森 哲男 様



提案代表者

ながむら しのぶ

中村 忍

まちづくり提案再検討申出書

三田市市政への市民参加条例第 21 条第 5 項の規定により、次のとおり再検討の申し出をします。

申し出に係る政策の名称又は内容

「協働の地域再生プロジェクト」—共助のまちづくりのための地域拠点づくり—

申出理由

三田市が平成 27 年 9 月 7 日付けの当提案に対し不採択とした理由として「武庫が丘連合自治会と協議を重ねた結果、建替えによる方法で移管することに決定しており、平成 26 年度には実施設計を終え、(中略)今年度から予算措置、入札事務を進めているため」と回答されています。これは当提案の内容、重要性が全く理解されず、下記 1 乃至 3 の理由により十分に検討されたものでないことを訴えます。明らかに事実誤認があり、条例違反であると思いますので再検討を求めます。

【提案内容】

身近な地域で、いわゆる歩いていける場所に共助の場を整備することにより住みよいまち、健康なまちづくりを実現する。「住み慣れたこのまちで人生を全うしたい」という住民の願いに添えていくことができる。

H29 年度より実施される介護予防・日常生活支援総合事業を推進する拠点施設とする。またニュータウンで最初に開発され、少子高齢化が顕著な武庫が丘地区において共助の場づくりを成功させることで、今後、順次高齢化が進むニュータウン全体のモデル地区をめざす。

なぜ今なのか、今ならまだ間に合うからです。解体したあとではもう後戻りできません。

今なら現武庫が丘コミュニティセンター (以下「コミセン」という) の建物は 1 階、2 階合わせて約 1,000 ㎡があり、今後 30 年程は賞味期限のある鉄筋コンクリートの建物の活用が可能だからです。耐震も確保されています。ただしリフォームは必要です。したがって当提案には A と B の 2 点の意図をもって説明しました。

- A. 現在のコミセンを改修し、1 階を自治活動に、2 階を介護予防等の総合事業に活用できるのではないか。(その逆も可能)

B. もし、どうしても解体するならば、三田市として介護予防の総合事業の拠点施設をどこに確保しようとするのか、その構想を示してほしい。

つまり解体、新築が決っていて後戻りできないという回答をするならば、提案の意向を受け三田市は拠点となる施設や場所をこのように確保しますという真摯な回答が必要ではないでしょうか。ニュータウンの中で先頭を切って高齢化が進んでいる当地区の住民が危機感をもって共助の場づくりを提案しているのです。本来ならば平成29年4月を見すえて、行政が戦略を持って対処すべき内容なのです。森新市長が掲げられる「日本一住みよいまちづくり」の素晴らしい公約を具現化するためにもぜひとも再考されるべきです。

1. 三田市は、このまちづくり提案の理念、重要性を理解できていません。

平成29年4月より新しい介護保険制度が実施され、介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。兵庫県「社」、奈良県「生駒」など、すでに取り組みが見えている先進地区の情報にも触れてきました。これらの実践には長期の活動の「拠点」が欠かせません。

現武庫が丘コミセンを解体し、新築しようとする約300㎡の広さでは介護予防、日常生活支援の活動は拠点となる場所をどうしても「専用」してしまう可能性が高いのです。

コミセンは自治活動の拠点として位置づけられるのに、他の組織が専用してしまっただけでは自治活動を追い出すことになります。

さらに重要なことは建替えて移管を受けることに住民の合意を得ていないことです。過去2回の住民からの陳情やオンブズパーソンからの住民監査請求などの申し立てに行政が真摯に向きあわなければ、結局、自治(会)の崩壊に行政が手を貸すことになるでしょう。

平成27年10月7日付の神戸新聞によると、三田市は現コミセンが老朽化していることを解体の理由に掲げています。竹内前市長は現コミセンを視察した際には「こんな立派な建物を壊す必要がない」と述べています。耐震も確認していますが、築30年の鉄筋コンクリート造りの建物を老朽化という理由で解体するならば、ニュータウン創設期に同時に建築された武庫小学校や北摂第一幼稚園も解体しなければならないでしょう。武庫が丘コミセンはニュータウン開発の拠点施設となった県庁舎です。歴史あるこの建物をニュータウンの成熟に合わせて有効利用していこうではありませんか。

2. 手続きに関して不服があるので申し出ます。

(1) 三田市の地域戦略室が当まちづくり提案の検討中に、コミュニティ課から現コミセンの解体工事の公告の手続きがされています。当提案は市民参加条例第21条第1項の規定による提案であり、条例に基づくものです。市コミュニティ課の措置は明らかに条例違反です。私たちが当まちづくり提案を提出したのは9月7日です。上記公告に関する決裁文書の起案日は10月2日、決裁日は10月7日です。地域戦略室が当まちづくり提案の説明会を開催したのは10月6日です。提案理由を説明し地域戦略室が当まちづくり提案の検討をしている中で、まだ検討結果も出ていない状態でどうしてあのような公告が出せるのでしょうか。また、説明会前日の10月5日には三田市長より武庫が丘連合自治会長宛てに「工事発注のための事務を進めている」旨を記した文書の起案がコミュニティ課でなされています。まちづくり提案の制度を反故にした明らかな条例違反であり、当然、この公告は無効であります。提案説明会は地域戦略室が主催しましたが、まちづくり部市民協働局長、コミュニティ課長も同席され、当然のことながら情報は共有されていなければなりません。

過日の市長選挙の際には森市長も「まちづくり基本条例公開質問に対する回答」におい

て地域創生の重要性を指摘し、「地域課題を解決する主体は最終的には市民にある」と述べられています。

「市民参加条例」は画期的なものであり、作成に携われた方々の労苦の結晶です。市民が主体となる姿を具現化したまちづくり提案は、地域創生のための大きな柱であり、行政・住民は共にしっかりと育てていかなければなりません。

(2) 「コミセン建替えはもう決まったことです。」との見解に対しての異議を申し立てます。

第1は、住民の合意がないことです。武庫が丘連合自治会の会則違反行為です。

武庫が丘連合自治会会則第12条に規定されている「総会」が開催されていないので、地域住民の合意が得られていません。コミセン移管合意を議決した総会開催の事実がありません。

第2は、将来コミセンを管理運営していくための負担金の合意がないことです。住民にとって一番の関心事でもある負担金について各単位自治会の総会の合意を未だに得ていません。

第3は、高層地区では自治会組織をめぐって現在地位確認の係争中であり、またある自治会組織では移管先としての適否の問題が解決していないことです。

第4は、武庫が丘連合自治会から市長に提出された平成27年6月15日付の上申書では、現実にはわずか26%程度にもかかわらず、「実に94%の住民が新築建替えで移管を受けることに賛同」したと主張し、市側の判断を誤らせる結果となっていることです。しかもこの上申書は武庫が丘連合理事会の承認を得ずに提出されていることです。

第5は、連合自治会総会の承認を得ず（会則違反）、各単位自治会の総会の承認を得ないまま（規約違反）に連合自治会長が平成26年11月12日に市とコミセン移管に係る確認書の締結を行っていることです。

第6は、平成27年8月2日に開催されたコミセン移管に係る「報告会」が怒号の飛び交う中で進行され、およそ合意を得たと言える状態でなかったことは同席した市コミュニティ課職員が一番良く知っているにもかかわらず「一定の合意を得たと」市が主張していることです。

平成27年3月19日の予算決算常任委員会における三田市長の答弁にも、又、平成27年6月25日付の武庫が丘連合自治会への市の回答文書にも「合意を確認する必要がある」と明示されています。この6月25日の回答に至るまで、法の問題、組織の問題、負担金の問題、手続きの問題等がいまだ解決されていないことを私たちは指摘してきました。しかるに同年7月の市の「発注予定工事情報報告書」では武庫が丘コミセン建設工事が7月追加として登録されています。現状は依然として変わっていないにもかかわらず三田市がこの状態で移管事務を進めることは実に不当な行為です。

3. このまちづくり提案は、武庫が丘地域をゴーストタウンにしてはならないとの住民の悲痛な叫びなのです。

何度も指摘しているように武庫が丘地区はニュータウンの中で先頭を切って高齢化が進んでいます。当まちづくり提案の主唱者の多くは、開発当時に自治の重要性から進んで自治会を立ち上げた者や、単位自治会や連合自治会の運営に長年携わりその発展を心から願ってきた住民です。その住民が地域高齢化の進行に強い危機感を抱いてこの

まちづくり提案をしているのです。この提案をしている住民は、これまで介護予防と住民交流を目的にしたコミュニティカフェや歌声喫茶、配食サービスなどの事業を現武庫が丘コミセンで実践してきましたが、現在はその行き場を求めて漂流をしています。これでいいのでしょうか。

すべては行政が武庫が丘地区のおかれている現状を十分に把握せず、機械的にコミセンの民設民営を推し進めようとしたところから、今日の混乱は起こっています。

武庫が丘連合自治会が300㎡程度の狭小な新コミセンで良しとするのも、今後は地域住民が維持管理に加えて修繕、建替え経費等を負担しなければならないとの恐れからなのです。今ならまだ間にあいます。あの新国立競技場の莫大なデザイン料をふいにしても変更を決断したような政治の判断力が求められているのです。

今しばらく公設民営の現状のまま継続して現コミセンの建物を有効利用していけば、近い将来に小学校の空き教室利用などの方途も見えてきます。まちは変わっていくものです。政治は生き物です。杓子定規な硬直化した市政では住民を幸せにすることはできません。

武庫が丘コミュニティセンター移管に関わる諸問題

■コミュニティ育成及び施設整備のビジョンの欠如

市民センターとコミュニティセンターの配置と住民負担の問題点。

- ・ニュータウン以外の地域では、一部を除き概ね小学校区に1つの市民センターの配置を進めている。公設公管ですべて市負担です。
- ・ニュータウンでは、市民センターはフラワータウンとウッディタウンのみの配置で、小学校区にはコミュニティセンターを配置しており、これは民設民営ですべて住民負担を求めています。

■ウッディタウンとフラワータウンの格差

ウッディタウンのコミュニティセンターの面積は概ね約400㎡の広さであるが、フラワータウンのコミュニティセンターは約300㎡しかなく、市はその相違の明確な根拠を示していない。活発にコミュニティ活動をしている地域ほどその狭さに苦慮している。ウッディタウンでは、400㎡でも狭いとして増築を進めている地域もある。

■武庫が丘地区の半数以上が集合住宅で、独自の集会所を持つ

武庫が丘地区の集合住宅は、1丁目(県営住宅)、4丁目(グリーンハイツ)、5丁目(セントラルヒルズ)、7丁目(高層住宅、デアコルモ)で人口の約6割を占めています。すべて独自の集会所を持ち、コミセンを利用しない、不要とする住民が多く、利用もしないコミセンの維持管理費の負担を続ける保障はどこにもありません。

■ルーラガーデンの事情

ルーラガーデンの自治会では、独自の集会所建設のため、戸建ではなく集合住宅と同じ負担金にするよう求めています。コミセン運営財源に赤信号が出ています。

■セントラルヒルズの事情

セントラルヒルズの自治会では、コミセン運営のために連合自治会が取り組んだりサイクル事業への協力は当初の半分となっています。建替えようとする武庫が丘新コミセン以上に立派な集会所を持ち、その維持管理や将来の建替えも行わねばならないので当然のことと思われれます。ただし、このことはリサイクル事業の収益を求める他の自治会への波及は必至で、ここでもコミセン運営財源に赤信号が出ています。

■高層住宅の事情

2つの自治会が地位確認の訴訟中です。この状態でコミセン建設の合意を得ることに問題があります。また連合自治会参加の新高層の自治会では、コミセンの建替えには賛成するが負担は難しいとの声が出ています。ここでもコミセン運営財源に赤信号が出ています。

■武庫が丘8丁目の事情

コミセンが遠すぎるので利用しないという住民がほとんどです。市民センターの方が近くて、公設公営なので負担が求められずコミセンがいないとの声が出ています。仮に現役員がお付き合いで新コミセンの維持管理費を負担すると決めても将来ともに負担し続けるという保証はどこにもありません。

■武庫が丘1丁目・4丁目タウンハウスの事情

連合自治会に未加入であり、当然、負担はおろかコミセン問題の協議の外においたままで進行しています。これでいいのでしょうか。

■自治会退会者の増加の懸念

武庫が丘の一部自治会では、申出により75歳以上の住民の役員免除が規約でうたわれています。地域の高齢化で現在でも役員のなり手がなく、コミセンの地域移管にともなう負担金（自治会費増）の増は、自治会退会者の増加を加速させることが危惧されます。

以上、武庫が丘地区でコミュニティセンターを地域に移管することは余りにも問題が多く、移管の強行は自治会の崩壊につながります。当分は現状のまま公設民営を続け、ふさわしいコミュニティセンターのあり方、コミュニティビジョンを住民とともに創りあげるべきです。